

事 務 連 絡  
令和 7 年 7 月 28 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課 長

消防職員委員会運営事例集について

標記について、別添のとおり取りまとめたので送付します。

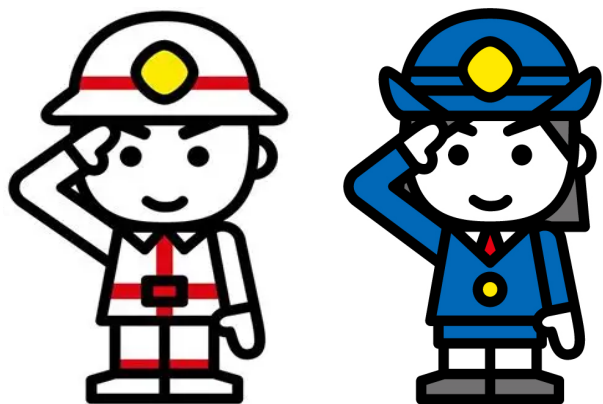
貴職におかれましては、別添の内容に御留意いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁消防・救急課  
職員第二係 岩熊・小川・佐藤  
TEL：03-5253-7522  
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

# 消防職員委員会 運営事例集

---



令和7年7月28日  
消防庁 消防・救急課



## ○委員会の円滑な運営に向けた取組

|                                       |   |    |
|---------------------------------------|---|----|
| ① 委員や意見取りまとめ者の指名                      | … | 4  |
| ② 委員や意見取りまとめ者の多様性の確保                  | … | 5  |
| ③ 意見提出期間の確保                           | … | 6  |
| ④ 意見の取りまとめ・意見に関する補足説明                 |   |    |
| ⑤ 個人が特定されないような配慮                      | … | 7  |
| ⑥ 委員会の開催の周知                           |   |    |
| ⑦ 委員会の会議の開催時期・開催回数                    | … | 8  |
| ⑧ 提出意見がない場合の議題                        | … | 9  |
| ⑨ 審議対象外意見の取扱い                         |   |    |
| ⑩ 会議での活発な審議・円滑な進行                     | … | 10 |
| ⑪ 審議の結果・概要等の周知                        |   |    |
| ⑫ 職員が意見を提出しやすい環境づくり<br>委員会の公正性・透明性の確保 | … | 11 |
| ⑬ 説明会等の実施による制度の周知                     | … | 12 |

## ○委員会の審議を踏まえ実現した事例

|                      |   |    |
|----------------------|---|----|
| ① 緊急消防援助隊の出動に係る手当    | … | 14 |
| ② 女性の活躍推進・男性の育休等取得促進 | … | 15 |
| ③ ハラスメント対策           | … | 17 |
| ④ 熱中症対策              | … | 18 |
| ⑤ 定年引上げ等への対策         | … | 19 |
| ⑥ 組織体制の強化            | … | 20 |
| ⑦ 被服及び装備品            | … | 22 |
| ⑧ 消防の用に供する設備等        | … | 23 |
| ⑨ その他                | … | 24 |

# 委員会の円滑な運営に向けた取組

---



## ① 委員や意見取りまとめ者の指名

### ○ポイント

委員の半数は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名するものとされている（告示第4条第1項）。委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員の話し合いにより行われることが望ましい。

また、意見取りまとめ者は消防職員の推薦に基づき指名するものとされている（告示第5条の2第1項）。意見取りまとめ者の推薦は、職員の話し合いなど職員の意向を十分反映できる方法により行うことが望ましい。

なお、職員からの推薦がない場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則である。

### ○各消防本部の取組

- ・各署所において、勤務年数や実績及び警防隊・救急隊・救助隊のバランスを考慮し、当直班ごとに班員全員で話し合いを行い、各班の間で意見を調整して委員を推薦している。（千葉県／習志野市消防本部 等）
- ・各所属長宛てに意見取りまとめ者の選出を依頼し、各所属にて歴代の意見取りまとめ者名簿を参考に、特定の者のみが選出されないよう話し合いの結果推薦される。（静岡県／磐田市消防本部 等）
- ・職場環境の改善などを求めて活動している消防職員の間で、委員・意見取りまとめ者の推薦について話し合いを行い、その結果を元に関係所属長に承諾を得て、委員推薦している。（三重県／四日市市消防本部 等）
- ・推薦にあつては、局勤務員、現場勤務員とも、所属課間又は所属署所間で意見を調整して委員を推薦しており、毎年同じ課や署所だけが委員に推薦されるなど所属の偏りが生じないようにしている。（鳥取県／鳥取県東部広域行政管理組合消防局）
- ・交代制勤務の所属は週休等により全員が同時に勤務する日がないため、話し合いのための時間外手当を措置し、全員の話し合いで委員を推薦している。（福岡県／田川地区消防本部）
- ・各小隊長に意見取りまとめ者の選出を依頼し、小隊内で協議・検討して推薦される。（大分県／竹田市消防本部 等）
- ・約120名の職員が所属していることもあり、所属ごとに委員・意見取りまとめ者の推薦に関する話し合いを実施している。話し合いは各所属の小隊長（当直隊長）等が進行役を務め、全員が発言しやすい環境づくりに努めている。各所属主導で調整を行い、最終的な推薦者を決定している。（鹿児島県／大隅曾於地区消防組合 等）



## ② 委員や意見取りまとめ者の多様性の確保

### ○ポイント

委員会は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としている(告示第8条の3)。消防職員の多様な意見を反映できるよう、女性職員や若手職員、管理職員など幅広い人材が委員及び意見取りまとめ者として参画できるよう努めることが望ましい。

委員及び意見取りまとめ者は、再任することができるが、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りではないとされている(告示第5条第2項、第5条の2第5項)。また、特定の者のみ指名されることがないよう努めていただきたい。

### ○各消防本部の取組

- ・各組織区分において、幅広い意見を反映させるため、年齢バランスや引き続き2期を超えない再任などを考慮し、偏らないよう委員を推薦している。  
(北海道／富良野広域連合消防本部 等)
- ・階級ごとの人数の比率を考慮し、年代に偏りのない委員の指名を行っている。また、可能な限り、女性職員を1名以上登用するようにしている。  
(岩手県／宮古地区広域行政組合消防本部 等)
- ・推薦人会議で意見取りまとめ者を推薦するに当たり、特定の者のみを選出されることのないように配慮するため、歴代の意見取りまとめ者名簿を開示している。  
(長野県／松本広域消防局 等)
- ・隔日勤務者(災害対応職員)及び日勤者を1名ずつ取りまとめ役に選出することで、災害対応者・事務担当者の両者の視点から取りまとめを行っている。  
(愛知県／犬山市消防本部)
- ・過去約20年分の「職員推薦委員」と「直接指名委員」、「意見取りまとめ者」の一覧を参考に推薦している。(愛知県／常滑市消防本部 等)
- ・委員の多様性を確保するため、日勤者・警防担当・救助担当・救急担当のバランスが均等になるように工夫している。階級についても、各階級から選出されるように努めている。性別については、可能な限り女性職員を含む委員構成となるように努めている。  
(兵庫県／川西市消防本部 等)



# 委員会の円滑な運営に向けた取組

## ③ 意見提出期間の確保

### ○ポイント

委員会の開催に当たっては、職員からの意見提出のための期間を十分に確保するものとされている（告示第7条2項）。

消防本部の規模等にもよるが、一つの目安として、少なくとも1ヶ月程度確保することが望ましい。また、意見の提出を通年受け付けている本部もあるため、参考にしていきたい。

### ○各消防本部の取組

- ・例年9月に委員会を開催するため、意見提出期間と審議の対象とするか否かの取り扱いを検討する期間を、それぞれ1ヶ月程度確保できるように逆算し事務を進めている。（茨城県／土浦市消防本部 等）
- ・意見提出は、通年提出可能としているが、委員会の意見を受けて予算措置が可能な場合、消防長が予算要求に反映していくことを想定し、5月31日までに事務局で受け付けられた意見を審議対象としている。なお、6月1日以降に受け付けた意見は次回の委員会で扱うこととしている。（神奈川県／葉山町消防本部）
- ・意見提出の受付期間は1ヶ月とし、締切前に職員用パソコンのネットワーク回覧板で再度アナウンスを行い、積極的な意見提出を求めている。（岐阜県／高山市消防本部 等）
- ・意見受付期間中に大規模災害や緊急消防援助隊出動などが発生した場合は、受付期間を延長している。（徳島県／美馬市消防本部）

## ④ 意見の取りまとめ・意見に関する補足説明

### ○ポイント

意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べるものとされている（告示第6条第2項）。

意見取りまとめ者については、委員会をより効果的かつ円滑に運営するため、役割の認識や適切な取組が期待される。

### ○各消防本部の取組

- ・意見取りまとめ者へ意見の提出があった際に、説明の不足が見受けられる場合には委員長と協議を行い、必要に応じて、意見提出者との面談等で要点を確認する。（北海道／稚内地区消防事務組合）
- ・意見取りまとめ者は、意見提出者及び事務局とコミュニケーションを図りながら、提出意見の内容説明に不足等があった場合には、補足説明のための情報収集等を行っている。（千葉県／匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 等）
- ・消防職員委員会規則・規程に加え、これまでの委員会資料（提出意見・委員会審議結果・消防長の処置等）を確認し、委員会制度や意見取りまとめ者としての役割の理解を深めている。（香川県／小豆地区消防本部 等）
- ・意見取りまとめ者が意見集約し補足説明できるように、前任者等がアドバイスをを行い円滑な意見集約をおこなっている。（大分県／竹田市消防本部 等）





# 委員会の円滑な運営に向けた取組

## ⑤ 個人が特定されないような配慮

### ○ポイント

委員会は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としている（告示第8条の3）。

より多くの職員の意見を反映できるよう、匿名での意見提出を可能にするなど職員による活発な意見提出を促すよう努めること。

### ○各消防本部の取組

- ・筆跡など個人が特定されないようデータを管理していることに加え、セキュリティのため、意見提出者と意見取りまとめ者は、個人メールでやり取りしている。（千葉県／松戸市消防局）
- ・個人が特定されるような記述（所属・言い回しなど）に関しては、添削または黒塗りなどをして特定されないような処置を実施している。（富山県／新川地域消防本部）
- ・提出された意見の原文に接するのは意見取りまとめ者と事務局のみに限定し、個人が特定される表現は事務局が内容を確認のうえ、特定につながらないように要約などを行い、原文と要約を分けて管理している。（徳島県／美馬市消防本部）
- ・意見提出の際に記名・匿名を選択し意見の提出が可能。意見は筆跡で個人が特定されないようPCで入力される。（鹿児島県／出水市消防本部）

## ⑥ 委員会の開催の周知

### ○ポイント

委員会の開催に当たっては、意見提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとされている（告示第7条2項）。

これは、職員が意見を提出しやすい環境づくりを行い、もって委員会の活性化を図る趣旨によるものである。

### ○各消防本部の取組

- ・全職員がアクセスできる職員ポータルサイト（イントラネット）に掲載するとともに、全職員宛てに通知を発出している。（群馬県／高崎市等広域消防局 等）
- ・職員全員が閲覧できる庁内電子掲示板への複数回掲載や所属長を通じて口頭での伝達を行い、繰り返し周知している。（三重県／鈴鹿市消防本部 等）
- ・意見提出期間については、全職員に周知するため各所属へメールで案内し、各所属内で共有している。会議の日時及び場所については、各委員と日程調整を行ったうえで日時を決定し、各委員に対して会議を開く日の2週間前までに通知している。（兵庫県／川西市消防本部 等）
- ・委員会の開催月を2ヶ月前から口頭・文書で職員全員に周知している。また、職員が共有する行事予定表に委員会の開催日・開催場所を入力、そのほかの職員が把握できるようになっている。（福岡県／直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部 等）





## ⑦ 委員会の会議の開催時期・開催回数

### ○ポイント

委員会の会議については、毎年度の前半に1回開催することを常例としていたところ、各消防本部において、提出意見の内容・件数等や審議に要する時間、業務の繁忙の状況に応じて、適切かつ十分な審議を進めることが重要であることから、毎年度1回以上開催するものとされた(告示第7条第1項)。任意の時期での開催や複数回開催など各消防本部の柔軟な対応を促進する趣旨によるものである。

なお、年度の後半にも開催することが可能であるが、引き続き次年度の予算編成を勘案し、開催時期を決定するよう配慮すること。

### ○各消防本部の取組

#### 委員会の会議の開催時期

- ・基本的には9月までに実施しているが、令和5年度においては、推薦された組織区分外に委員が人事異動したため、新たな委員選任ののち10月に開催した。  
(北海道／北広島市消防本部)
- ・令和5年においては、9月中に開催予定であったが、9月8日に接近した台風13号への対応のため開催月を遅らせた。(茨城県／日立市消防本部)
- ・6月上旬まで救助技術訓練等を実施していることに加え、6月から7月頃に出水期を迎え業務多忙となること等を考慮し、9月に会議を開催している。  
(熊本県／上益城消防組合消防本部)
- ・開催時期については、委員等の選任(4月)・意見提出期間(5月～6月中旬)・意見書等の確認、調整及び委員会開催準備(6月中旬～7月下旬)としているため、8月上旬としている。(大分県／佐伯市消防本部)

#### 委員会の会議の開催回数

- ・1回目の委員会終了後、再度、職員から委員会開催の求めがあったため、2回目を開催した。(福井県／福井市消防局)
- ・1回目に、過去に提出された意見の紹介や今後のスケジュール等の説明を行い、2回目に、提出された意見について審議した。  
(山梨県／富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部 等)
- ・意見件数が多数あり、夜勤明けの職員の負担を考慮し、午前中で終わるよう複数回に分けて開催した。(三重県／伊勢市消防本部)
- ・委員会を年2回開催しており、それまでに提出された意見をその都度審議している。また、過去の審議において、「実施が適当」もしくは「諸課題を検討」とされた意見の経過報告も実施している。(福岡県／みやま市消防本部 等)
- ・毎年度、年度の前半に1回委員会を開催しているが、他機関の動向の確認や助言等を求める意見が提出された場合は、年度の後半に2回、3回と委員会を開催する。  
(福岡県／直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部)



## ⑧ 提出意見がない場合の議題

### ○ポイント

各消防本部において、提出意見の内容・件数等や審議に要する時間、業務の繁閑の状況に応じて、適切かつ十分な審議を進めることが重要であることから、委員会の会議は、毎年度1回以上開催するものとされている(告示第7条第1項)。

委員会の会議は、意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための協議・検討や、事務局からの各種報告事項等を議題として開催することが望ましい。

### ○各消防本部の取組

- ・消防職員委員会の運営状況及び消防職員委員会の運営に関する留意事項の説明(北海道／北後志消防組合 等)
- ・これまでに行われた消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正について(北海道／夕張市消防本部 等)
- ・過去に提出された意見を使用し模擬審議を実施した。審議内容:「寝袋の個人使用について」(兵庫県／加古川市消防本部)
- ・過去の開催状況及び審議結果を再確認・再周知し、対応策の進捗状況を報告(徳島県／徳島中央広域連合消防本部 等)
- ・来年度以降の消防職員委員会の運用方法及び委員や意見とりまとめ者の選考方法について(大分県／佐伯市消防本部 等)

## ⑨ 審議対象外意見の取扱い

### ○ポイント

委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。)を通知するものとされている(告示第7条第3項)。

また、提出意見は制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議事項とすることが望ましい。

### ○各消防本部の取組

- ・意見提出締切日から委員会開催日まで約4週間の期間を設けており、締切日の数日後に対象外の理由を説明し、修正後に再提出できるように配慮している。(香川県／仲多度南部消防組合消防本部)
- ・委員会開催までに、意見提出者及び意見取りまとめ者に対して審議対象外となった旨を通知し、異議申し立てや意見の再提出を行うかどうか聴取している。意見提出の締切りが迫った中での再提出が必要との申し出があれば、再提出を行う期間を設けている。(熊本県／上益城消防組合消防本部)
- ・審議対象外と思われる意見に対し、意見取りまとめ者を通じて説明を実施し、可能な限り審議対象となるような内容で再提出してもらうよう促している。(沖縄県／沖縄市消防本部)



# 委員会の円滑な運営に向けた取組

## ⑩ 会議での活発な審議・円滑な進行

### ○ポイント

委員会の会議を円滑に進め、十分に審議を行うため、各消防本部において適切に対応していただいている。

消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることが重要であり、委員の半数については、消防職員の推薦に基づき指名するものとされている(告示第4条第1項)ことも踏まえ、委員会の会議において、様々な観点から活発に議論されるよう適切に運営していただきたい。

### ○各消防本部の取組

- ・事務局より事前に説明資料を送付しており、会議開催時には、提出意見ごとに提出所属の委員に発言を求めている。また、事務局にて委員会前に事前リハーサルを行い、予想される発言等に対して準備を行っている。(群馬県／吾妻広域消防本部)
- ・会議の司会進行自体は委員長が行うが、提出意見に対する審議の進行は事務局が行っている。各意見について、委員は1回以上発言するように留意しながらランダムに指名し発言を求めている。委員長の発言で委員が委縮しないよう、委員長の発言は最後に求めている。(熊本県／天草広域連合消防本部)
- ・意見提出に係る説明資料や参考資料等を事前に配付し、具体的な審議ができるように取り組んでいる。各部署(総務課・消防署)それぞれの視点からの発言を促している。委員長や進行係・記録係など会議での役割を明確にしている。(宮崎県／西臼杵広域行政事務組合消防本部)

## ⑪ 審議の結果・概要等の周知

### ○ポイント

委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとされている(告示第8条の2)。

また、委員会は、委員会での審議について、議事録又は議事概要を作成することが望ましい。

### ○各消防本部の取組

- ・意見提出者、意見取りまとめ者に対し、審議の結果及び審議した意見の内容を、職場イントラネットを活用して個別に通知している。職場イントラネット上に消防職員委員会の専用掲示板を設け、全職員が閲覧できるよう伝達し、周知している。(新潟県／十日町地域消防本部 等)
- ・審議結果を庁内システムで全職員に周知している。その後、委員会審議結果に対する消防長処置結果も全職員に周知している。(静岡県／富士市消防本部 等)
- ・審議の概要等に加えて「担当課長の意見」も併せて全職員へ周知している。(島根県／安来市消防本部消防本部)
- ・議題ごとに「意見内容、審議の経過・結果、対応状況」をまとめた報告書を作成し、全職員に対し回覧している。各係の定例ミーティング時に説明を行い、全職員に対し周知している。(宮崎県／西臼杵広域行政事務組合消防本部 等)



## ⑫ 職員が意見を提出しやすい環境づくり、委員会の公正性・透明性の確保

### ○ポイント

消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならないとされている(告示第8条の3)。

これは、委員長及び委員を指名する消防長と、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長に対し、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めるよう求めることにより、委員会の活性化を図る趣旨によるものである。

### ○各消防本部の取組

#### 職員が意見を提出しやすい環境づくり

- ・全職員がアクセス可能な内部情報システム内にある消防職員委員会の専用スペース内で意見取りまとめ者を周知している。(岩手県／一関市消防本部)
- ・全職員に対して、業務PC上の専用掲示板で意見取りまとめ者一覧表を通知するとともに、誰に意見を提出したらよいか等、そのフローについて周知している。(千葉県／柏市消防局)
- ・意見取りまとめ者及び事務局担当者(意見書提出先)を全消防職員向けにデジタル回覧で周知。併せて、各署所に紙媒体で掲示している。また、デジタル回覧に消防庁発行の消防職員委員会パンフレットを添付している。(岐阜県／海津市消防本部)
- ・全職員がアクセス可能な職員ポータルサイトに意見募集期間、意見取りまとめ者を掲示し、誰に意見を提出したらよいか分かるようにしている。また、締切り前には、朝のWEBミーティングにて募集期間を周知している。(熊本県／上益城消防組合消防本部)

#### 委員会の公正性・透明性の確保

- ・過去の審議結果について取りまとめを行い、類似意見が提出された際には過去の審議結果も参考にしながら協議し、審議の公平性・合理性等を重視している。(山形県／天童市消防本部)
- ・審議概要の周知の際は、議事録・会議記録も公表している。意見の提出については、提出者に対し不利益を被ることが一切ない旨、要綱にて規定・周知している。(栃木県／塩谷広域行政組合消防本部)
- ・毎年度、処置結果の実績等を一覧にして、各所属宛てに通知し委員会の有用性を伝えている。(千葉県／香取広域市町村圏事務組合消防本部)
- ・全職員がアクセスできる職員ポータルサイト上で、過去の実績(年度別の審議件数、年度別の審議結果の内訳、実施に至った意見一覧等)を閲覧可能にしている。(広島県／廿日市市消防本部)





## ⑬ 説明会等の実施による制度の周知

### ○ポイント

委員会事務局等は、委員会の利用の活性化及び円滑な運用に向け、毎年、新規採用者に対して説明会を実施するなど、制度の周知に努めることが望ましい。

消防庁においては、委員会の制度概要及び意見提出方法等の周知に向けパンフレットを作成し、各消防本部において全職員に配布していた。それを活用しながら、右の事例も参考に、制度周知に努めていただきたい。

### ○各消防本部の取組

- ・初級幹部研修(消防司令補新任過程)の事前学習項目に消防職員委員会に関する内容を取り入れ、研修中に理解度テストを実施している。委員会事務局により、消防職員委員会制度の概要について全職員を対象とした教養(Web会議による)も実施した。委員会開催に合わせて、事務局から意見提出要領や運営要領を全職員に通知し、周知している。(東京都／東京消防庁)
- ・新規採用職員が配属された課・チーム等の上席職員から説明等を行っている。(愛知県／常滑市消防本部 等)
- ・メンター制度により、新規採用者についてはメンターが消防職員委員会制度も含め、広く業務内容の説明を行っている。(宮崎県／日向市消防本部 等)
- ・新規採用職員を対象とした研修の一環として、制度概要説明を実施している。(沖縄県／那覇市消防局)

# 委員会の審議を踏まえ実現した事例

---



### 緊援隊手当の創設

(宮崎県／西臼杵広域行政事務組合消防本部 等) -----

#### 意見提出の背景

- ・緊急消防援助隊の派遣時に支給されている特殊勤務手当について、県内の本部においても導入されているところが増えつつあった
- ・明らかに危険な地域への派遣であるため当本部においても導入してほしいとの意見が提出された

#### 実施内容

- ・緊急消防援助隊として出動する職員に対する手当を創設した

#### 効果

- ・緊急消防援助隊の特殊勤務手当の支給により、隊員の士気向上や待遇改善、さらには地域間の公平性が確保され、隊員が安心して業務に従事できる環境を整えることができた

#### 実施に向けた工夫

- ・委員会により実施することが適当とされたのち、支給状況について近隣自治体の情報を収集した。収集した情報を基に議会で説明するなどし、予算の確保・実施につながった

### 緊援隊手当の要件見直し

(大阪府／茨木市消防本部 等) -----

#### 意見提出の背景

- ・職員の特殊勤務手当については、「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」で規定されているが、消防職員の緊急消防援助隊派遣時における活動や一般職員の被災地での応急作業といった災害対応時に支給する手当が規定されていなかった
- ・緊急消防援助隊派遣時は、現地における救急・救助又は火災等の消防・救急救命業務のみが手当対象となっていた

#### 実施内容

- ・条例改正を行い、緊急消防援助隊派遣時におけるその他災害対応も特殊勤務手当の対象とするようにした

### 緊援隊手当の金額見直し

(長野県／飯田広域消防組合 等) -----

#### 意見提出の背景

- ・緊急消防援助隊の出動に係る手当について、国からの通知を受けて意見が提出された

#### 実施内容

- ・国家公務員の水準に沿った緊急消防援助隊出動手当の支給





## 女性消防吏員の職域拡大

(北海道／札幌市消防局)

### 意見提出の背景

- ・女性消防吏員の職域は、当市の通知に基づき定められており、水槽隊への配置は可能であるが、救助隊への配置は認められていなかった
- ・労働基準法に定める就業制限に抵触することなく、女性消防吏員を救助隊に配置することは可能と考えられるため、運用を開始して10年が経過する現行の通知を見直してほしいという意見があった

### 実施内容

- ・女性職員の救助隊配置

### 展望

- ・今後、女性用仮眠室等の必要な設備についても、出張所の改修工事や新設の際に整えていく

## マタニティ執務服の導入

(愛知県／尾三消防本部 等)

### 意見提出の背景

- ・妊娠中の女性職員の執務服については、規程がなく、活動服もしくは私服で勤務していた
- ・活動服は、腹部のストレッチ性がないことから腹部が大きくなる妊娠後期の母体への悪影響が懸念され、また私服は、住民や業者から消防職員と認識されにくい上、用意に係る個人負担が大きかった

### 実施内容

- ・マタニティ執務服を導入し、着用については対象者が選択できることとした

### 効果

- ・妊娠中の女性職員のマタニティ執務服の着用例が複数あった

### 実施に向けた工夫

- ・当該提案意見については、全女性職員にアンケートを取り、女性目線での意見を募り、審議の際の参考意見とした



## 庁舎の女性用居住空間の改善

(愛知県／稲沢市消防本部 等)

### 意見提出の背景

- ・浴室、洗面所及び洗濯機が、男女共用となっていた
- ・仮眠室、トイレ、洗面所は、共用部分と隣接又は同フロアにあり、女性にとって使用しづらい状況にあった
- ・令和4年、令和5年の2回にわたって、状況改善についての意見提出があった

### 実施内容

- ・女性専用洗濯機等の設置
- ・施設の配置改善に向け、仮眠室、トイレ及び洗面所等の実施設計・改修工事を行う

### 展望

- ・今後、庁舎の建替えの際に、女性専用施設の更なる充実を図る

### 実施に向けた工夫

- ・施設改修の計画にあたり、全ての女性職員(6人)の意見を聞きながら進めた

## 産休・育休を取得しやすい環境整備

(岡山県／岡山市消防局 等)

### 意見提出の背景

- ・隔日勤務の場合、育休取得となれば、最低人数を確保しつつ、担当職務を周囲の職員がカバーする体制をとっており、他の職員への負担が増加していた
- ・民間を例に、カバーした職員に報酬を与える仕組みづくり等に関する意見が提出された

### 実施内容

- ・育休者の代替職員として会計年度任用職員を採用
- ・報酬による対応は困難と考えたが、育休取得者の代替職員の確保策等について検討し、会計年度任用職員の採用に至った

### 効果

- ・令和6年度に会計年度任用職員を2名、令和7年度にも会計年度任用職員を2名採用

### 展望

- ・今後も引き続き、要望に応じ予算を確保し、会計年度任用職員を採用する予定

## 男性の育休取得の際のハラスメント対策

(茨城県／水戸市消防局 等)

### 意見提出の背景

- ・令和4年の育児介護休業法の改正、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の開始に伴い、育児休業等を理由とするハラスメントが発生しないよう、当消防局でも措置を講じる必要等について、意見が提出された

### 実施内容

- ・育児休業等を利用しようとする職員に対するハラスメント防止について、令和4年5月消防局長より発出済みであった「ハラスメント防止宣言」と併せ、改めて各所属長に対して所属職員に周知するよう徹底した

### 効果

- ・令和5年度で5名、令和6年度で8名取得している。
- ・管理職等の理解により、育児休業を利用したい職員の取得抵抗感は軽減傾向にあると感じている

### 展望

- ・今後も育児休業に対する方針を尊重しつつ、勤務人員確保とのバランスを考慮し、住民サービスの低下を招くことがないよう、職員個々が自覚を持ち職務にあたってもらう

## ハラスメント防止のための研修の実施

(群馬県／伊勢崎市消防本部 等)

### 意見提出の背景

- ・ハラスメントと疑われるような事象を見たり、聞いたりした旨を上司に相談しても、改善されないままの状態が続いているため、所属長を含む管理職員を対象としたハラスメント研修の実施を求めるという趣旨の意見が提出された

### 実施内容

- ・ハラスメント防止対策として外部講師を招き、消防司令補以上の全職員を対象に研修を実施した

### 効果

- ・受講後のアンケートには、ハラスメントのない職場づくりを目指すための意見が多数あり、外部講師の研修を受講することで、改めて自らの言動を振り返る機会となった

### 展望

- ・ハラスメントの早期対応を推進する
- ・月1回行っている所属長によるハラスメント防止宣言の読上げを継続していく

### 実施に向けた工夫

- ・他市消防本部、週間情報等から情報を収集し、講師を選定した
- ・日程や予算についても課内で協議を重ねた

## 冷却ベストの導入

（宮崎県／西諸広域行政事務組合消防本部 等）

### 意見提出の背景

- ・防火衣については、保冷剤を入れる場所があるため対策ができるが、救急ガウンについては保冷剤付ベストの個人配布がなく、熱中症に対する対策ができない状況であった

### 実施内容

- ・保冷剤付ベストの個人配布

### 効果

- ・救急活動その他警防活動において、熱中症のリスクを軽減することができた

### 展望

- ・新規採用職員に関しても、保冷剤付ベストを順次配布する

### 実施に向けた工夫

- ・配布物品に関して、必要な機能等の情報を職員及び業者から聴取し購入した

## クールビズの通年化

（秋田県／湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 等）

### 意見提出の背景

- ・気温の感じ方に個人差があることから、現状のクールビズ期間は適当ではなくなっているとの意見提出があった

### 実施内容

- ・クールビズ期間を廃止し、年間を通しクールビズ、ウォームビズ期間とし個人の判断で柔軟な対応ができるようにした

## 自動製氷機の設置

（静岡県／志太広域事務組合志太消防本部）

### 意見提出の背景

- ・既存の冷蔵庫では製氷量が少なく、夏季には氷が不足することがあった
- ・救急現場における切断肢の冷却や、夏場の訓練後の体温冷却を効率的に行うことができなかった

### 実施内容

- ・自動製氷機を意見の上がった署以外にも設置し、現在は全署に設置済みとなった



# 委員会の審議を踏まえ実現した事例 ⑤定年引上げ等への対策

## 定年引上げの制度周知

(三重県／津市消防本部 等)

### 意見提出の背景

- ・定年延長後の具体的な働き方について、本市としての方針が具体的に決まっていなかったため、多くの職員が不安に感じていた

### 実施内容

- ・津市消防本部定年引上げ制度ガイドラインの策定等による制度周知

### 効果

- ・定年延長後の働き方が周知されたことにより、職員の不安が多少なりとも払拭されたと考えている

### 展望

- ・少子高齢化が進み、人材の確保が課題となるなか、高齢期職員の活躍は今後の当消防本部に欠かせないことから、豊富な経験・知識を発揮していただける制度となるよう引き続き取り組んでいく

### 実施に向けた工夫

- ・他市消防本部の取組を参考とし、定年引上げ制度検討委員会ワーキンググループ、検討委員会を立上げて各種検討を実施した

## 高齢職員の体力維持

(北海道／羊蹄山ろく消防組合消防本部 等)

### 意見提出の背景

- ・定年引上げに伴う高齢職員の増加の影響で、消防力が低下する懸念があった

### 実施内容

- ・体力維持プログラムの作成、フィットネストレーナーの養成、フィットネスセミナーの開催

### 実施内容

- ・フィットネスセミナーを継続実施する

## 定年前退職者の再採用

(滋賀県／甲賀広域行政組合消防本部)

### 意見提出の背景

- ・職員の離職が相次ぎ、人員不足が深刻化していた
- ・職員一人一人の負担が増大し、休暇も十分に取得することができず、モチベーション低下を引き起こしていた

### 実施内容

- ・キャリアリターン採用制を導入し募集し、採用試験を実施

### 効果

- ・2名を採用し、退職前に所属していた部署に配属しており、即戦力として活躍



## 日勤救急隊の創設

(福岡県／北九州市消防局)

### 意見提出の背景

- ・増加する救急要請(特に日中)による救急車不足と救急隊員の負担が問題となっていた

### 実施内容

- ・日勤救急隊の創設。1隊(4名)、平日8時30分～17時15分の稼働
- ・救急救命士資格を持った職員の再任用、救急隊勤務を希望している産休・育休・病休明け職員等の職域について見直して創設

### 効果

- ・日中の救急車不足が軽減された
- ・職員の「働き方」について、選択肢が広がりワークライフバランスの促進に繋がっている

### 展望

- ・今後の経過を検証し日勤救急隊の増隊を目指す

### 実施に向けた工夫

- ・他本部から情報を収集した

## 救急出動体制の改善

(香川県／小豆地区消防本部)

### 意見提出の背景

- ・以前から救急出動において、第1出動は専任救急隊員3名、第2出動は兼任消防隊員3名の体制であった
- ・第1出動隊の稼働率が高く、隊員ごとに負担の差が生じていたことに加え、第2出動隊の経験不足が課題であった

### 実施内容

- ・救急隊の体制・配置変更
- ・第1出動隊の3名のなかに兼任消防隊員を配置。第2出動隊3名のなかに専任救急隊員を配置。

### 展望

- ・救急出動だけでなく、各種出動において、消防戦力と住民サービスの低下にならないよう、隊員の質の向上を図っていく

### 実施に向けた工夫

- ・隊ごとに、専任救急隊員を中心として救急に係る教養、訓練等を実施し、練度を高めている
- ・第1出動の兼任消防隊員を固定することなく、非専任隊員全員が救急の経験を積める体制としている



## 職員の増員

（福岡県／直方市消防本部 等）

### 意見提出の背景

- ・職員の増員については、「実施することが適当である」との消防長回答があり、また、直方市への定員管理において要望しているにもかかわらず、平成26年度を最後に実施されていなかった
- ・当該本部における消防力の整備指針においては、令和4年4月1日時点で消防職員の充足率は48%であり、消防行政サービスの水準が他都市と比較して劣後していると考えられた

### 実施内容

- ・条例定数を58人から62人に引上げ

### 展望

- ・今後も状況に応じた増員要望を行い、その必要性が認められるよう努力を続ける

### 実施に向けた工夫

- ・管理職が主張部局等と綿密に協議し、実施につながった

## 火災原因調査員の増員

（青森県／中部上北広域事業組合消防本部）

### 意見提出の背景

- ・火災翌日の原因調査は、原則5名の定員で消防士長以上のみで実施することが多く、若手職員の現場の経験が積めない状況にあった

### 実施内容

- ・火災翌日に行われる原因調査における調査員の増員、若手職員の動員

### 効果

- ・若手職員の育成につながった
- ・調査及び報告書作成時間の短縮がみられた

## ドローン操縦者の育成

（鹿児島県／指宿南九州消防組合 等）

### 意見提出の背景

- ・ドローンの活用が必要不可欠になりつつある中、操縦の熟練者が1人しかいなかった
- ・個人の技術習得には長期間かかり、国家資格も必要になることを踏まえ、適切に職員の技術習得を図ることが必要であった

### 実施内容

- ・ドローン操縦者の育成予算を1人分計上
- ・熟練の有資格者がフィードバックをしながら育成

## ウェアラブルカメラの導入

(神奈川県／海老名市消防本部 等)

### 意見提出の背景

- ・火災発生件数が減少している中、若年層職員に消防活動の知識、技術等を身につけてもらうことが重要と認識された

### 実施内容

- ・ウェアラブルカメラを装着し消防活動を行うことで、実災害の火災防ぎょ活動及び火災の延焼状況を映像として記録し、経験不足を補うための人材育成資料として活用する

### 展望

- ・今後、消火活動を映像で記録し、有効な事後検証を行うことで、消防活動能力の更なる向上を図る
- ・事故事案やヒヤリハット事案を記録した映像を事後検証資料や安全管理教育にも活用し、殉職・負傷防止に繋げる

### 実施に向けた工夫

- ・ウェアラブルカメラを使用するにあたって、個人情報保護、データ管理等の運用に関する必要事項を要綱に定めた
- ・火災減少による消火活動の経験不足を補うための人材育成の重要性を首長部局等に説明し、予算を確保した

## 空気呼吸器面体の個人貸与

(茨城県／取手市消防本部 等)

### 意見提出の背景

- ・空気呼吸器面体については複数の職員が着用しており、衛生面及び新型コロナウイルス感染防止の観点から問題があった
- ・毎日面体の消毒を実施しているが、頻繁に消毒を実施することでゴムの劣化が起こる可能性があった

### 実施内容

- ・現場職員を優先して空気呼吸器面体を個人貸与

## サングラスの着用

(群馬県／前橋市消防本部 等)

### 意見提出の背景

- ・車両運行や災害対応において日光から目を保護するため、サングラスの着用を求める意見が提出された

### 実施内容

- ・業務中におけるサングラスの着用方針について全職員に通知し、サングラスを着用する条件について示した。事故回避、安全管理上必要と認められる状況等に限定した

### 実施に向けた工夫

- ・ホームページに掲載し、市民へ広報を実施し理解を求めている



### Web会議の環境整備

(徳島県／名西消防組合消防本部 等)

#### 意見提出の背景

- ・Web会議の機会が増える中、対応できる機器がタブレット端末1台と不足していた

#### 実施内容

- ・タブレット端末を3台購入

#### 効果

- ・Web会議のみならず、現場での使用など他の業務においても有用に活用することができた

### 訓練施設の点検

(北海道／根室市消防本部 等)

#### 意見提出の背景

- ・屋外訓練施設は、設置から10年以上が経過し腐食等が認められたが、定期点検が行われていなかった

#### 実施内容

- ・安全性に係る点検の実施

#### 効果

- ・安全性の確保、参加者の安心感の向上につながった

### 電動アシストホースカーの導入

(愛媛県／松山市消防局 等)

#### 意見提出の背景

- ・定年延長に伴う高齢期職員の増加や、女性職員の増加に対応するため、現場活動隊員の負担軽減となる資機材を導入してほしいという意見が提出された

#### 実施内容

- ・電動アシストホースカーをポンプ車に積載した

#### 実施に向けた工夫

- ・関連の事例について情報収集した内容を基に綿密に協議し、予算の確保・実施につながった

### 放送用スピーカーの増設

(和歌山県／新宮市消防本部 等)

#### 意見提出の背景

- ・庁舎車庫内の放送用スピーカーが車庫の両端にしかなく、車両のエンジンを始動している際に放送音が聞こえにく状態であった

#### 実施内容

- ・車庫内中央部にスピーカーを1台増設した

#### 実施に向けた工夫

- ・スピーカーの設置台数、設置位置等について、必要最低限の増設で職場環境の改善がつながるように検証を行った



## 大型免許取得費用の公費助成

(北海道／富良野広域連合消防本部 等) -----

### 意見提出の背景

- ・消防職員の採用条件として大型免許の資格を有する者、又は採用後3年以内に自己負担により大型免許を取得可能な者としていた
- ・個人的な経済的負担が大きいという、公費助成を行っている本部が増加傾向にあったため、職員採用にあたって、他本部に対して劣位要素となっていた

### 実施内容

- ・大型免許取得に係る費用を予算の範囲内で全額公費助成
- ・勤務時間中の自動車学校への通学を可能にし、通学にかかる旅費も支給

### 効果

- ・大型免許取得に係る費用が公費助成となったため職員の経済的負担が軽減された

### 実施に向けた工夫

- ・近隣の大型免許公費助成の実施状況を把握するため北海道内の消防本部に照会をかけ、収集した情報をもと検討し、実施につなげた

## 交代勤務制における休暇取得

(石川県／羽咋郡市広域圏事務組合消防本部) -----

### 意見提出の背景

- ・3部制交代勤務の導入により、専門性の向上などメリットがある一方、年休が取得し難いうえ、4連休の回数は年間3回であるなどまとまった休日が少ない状況にあった

### 実施内容

- ・勤務サイクルの調整等により、4連休の回数を年間6回に増やした

### 展望

- ・全職員を対象に意向調査を実施する

## 実火災体験訓練の導入

(沖縄県／名護市消防本部) -----

### 意見提出の背景

- ・多くの若手消防職員が実際の火災に近い熱気環境での訓練を経験しておらず、消火や検索活動において高いストレスや事故のリスクがあった

### 実施内容

- ・入庁7年目以下の職員を対象に、実火災想定の実施

### 効果

- ・火災の性状やフラッシュオーバーへの対処の仕方等を講師から学び、現場活動につなげることができた